

○厚生労働省令第八十号

雇用保険法等の一部を改正する法律（令和二年法律第十四号）の一部の施行に伴い、並びに高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第十条の二第一項及び第二項、第十条の三第二項及び第三項、第十五条第一項、第十六条第二項、第十七条、第五十二条第一項並びに第五十四条の規定に基づき、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十月三十日

厚生労働大臣 田村 憲久

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則（昭和四十六年労働省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第一章 (略)</p> <p>第二章 定年の引上げ、継続雇用制度の導入等による高年齢者の安定した雇用の確保の促進等(第四条の二―第五条)</p> <p>第三章 (略)</p> <p>第一節 事業主による高年齢者等の再就職の援助等(第六条―<u>第六条の六</u>)</p> <p>第二節 (略)</p> <p>第四章(第七章 (略)</p> <p>附則</p> <p>第二章 定年の引上げ、継続雇用制度の導入等による高年齢者の安定した雇用の確保の促進等</p> <p>(法第十条の二第一項の厚生労働省令で定める者)</p> <p>第四条の四 法第十条の二第一項の厚生労働省令で定める者は、事業主の雇用する高年齢者のうち、他の事業主との間で締結した法第九条第二項の契約に基づき雇用する者とする。</p> <p>(創業支援等措置の実施に関する計画)</p> <p>第四条の五 事業主は、法第十条の二第二項の創業支援等措置(以下「創業支援等措置」という。)に関する計画を作成し、当該計画について、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合の、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合には労働者の過半数を代表する者の同意を得るものとする。</p> <p>2 前項の計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。</p>	<p>目次</p> <p>第一章 (略)</p> <p>第二章 定年の引上げ、継続雇用制度の導入等による高年齢者の安定した雇用の確保の促進(第四条の二―第五条)</p> <p>第三章 (略)</p> <p>第一節 事業主による高年齢者等の再就職の援助等(第六条―<u>第六条の五</u>)</p> <p>第二節 (略)</p> <p>第四章(第七章 (略)</p> <p>附則</p> <p>第二章 定年の引上げ、継続雇用制度の導入等による高年齢者の安定した雇用の確保の促進</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

一 法第十条の二第四項の高年齢者就業確保措置（以下「高年齢者就業確保措置」という。）のうち、創業支援等措置を講ずる理由

二 法第十条の二第二項第一号に規定する委託契約その他の契約又は同項第二号に規定する委託契約その他の契約（以下この項において「契約」という。）に基づいて高年齢者が従事する業務の内容に関する事項

三 契約に基づいて高年齢者に支払う金銭に関する事項

四 契約を締結する頻度に関する事項

五 契約に係る納品に関する事項

六 契約の変更にに関する事項

七 契約の終了に関する事項（契約の解除事由を含む。）

八 諸経費の取扱いに関する事項

九 安全及び衛生に関する事項

十 災害補償及び業務外の傷病扶助に関する事項

十一 法第十条の二第二項第二号ロ又はハに規定する社会貢献事業に係る委託契約その他の契約を締結し、当該契約に基づき高年齢者の就業を確保する措置を講ずる場合においては、当該社会貢献事業を実施する法人その他の団体に関する事項

十二 前各号に掲げるもののほか、創業支援等措置の対象となる労働者の全てに適用される定めをする場合においては、これに関する事項

3 事業主は法第十条の二第一項ただし書の同意を得た第一項の計画を、次に掲げるいずれかの方法によつて、各事業所の労働者に周知するものとする。

一 常時当該事業所の見やすい場所へ掲示し、又は備え付けること。

二 書面を労働者に交付すること。

三 磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録し、かつ、当該事業所に労働者が当該記録の内容を常時確認でき

る機器を設置すること。

(法第十条の二第一項の過半数代表者)

第四条の六 法第十条の二第一項に規定する労働者の過半数を代表する者(以下この条において「過半数代表者」という。)は、次のいずれにも該当する者とする。

一 労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第四十一条第二号に規定する監督又は管理の地位にある者でないこと。

二 法第十条の二第一項ただし書の同意を行う過半数代表者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて、事業主の意向に基づき選出されたものでないこと。

2 前項第一号に該当する者がいない場合にあつては、過半数代表者は、同項第二号に該当する者とする。

3 事業主は、労働者が過半数代表者であること若しくは過半数代表者になろうとしたこと又は過半数代表者として正当な行為をしたことを理由として不利益な取扱いをしないようにしなければならない。

4 事業主は、過半数代表者が法第十条の二第一項ただし書の同意に関する事務を円滑に遂行することができるよう必要な配慮を行わなければならない。

(法第十条の二第二項第一号の厚生労働省令で定める場合等)

第四条の七 法第十条の二第二項第一号の厚生労働省令で定める場合は、高年齢者が定年後又は法第九条第一項第二号の継続雇用制度の対象となる年齢の上限に達した後新たに法人を設立し、当該法人が新たに事業を開始する場合とする。

2 法第十条の二第二項第一号の厚生労働省令で定める者は、前項の場合における法人とする。

(高年齢者就業確保措置の実施に関する計画)

(新設)

(新設)

第四条の八 法第十条の三第二項の高年齢者就業確保措置の実施に

関する計画（以下この条において「計画」という。）には次に掲げる事項を含むものとする。

一 計画の始期及び終期

二 計画の期間中に実施する措置及びその実施時期

三 計画の期間中及び終期における定年又は高年齢者就業確保措置の対象となる年齢の上限

2 計画の作成に関する勧告は、文書により行うものとする。

3 事業主は、計画を作成したときは、遅滞なく、これをその主たる事務所の所在地を管轄する公共職業安定所（その公共職業安定所が二以上ある場合には、厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）第七百九十二条の規定により当該事務を取り扱う公共職業安定所とする。以下同じ。）の長に提出しなければならない。

（高年齢者雇用等推進者の選任）

第五条 事業主は、法第十一条の業務を遂行するために必要な知識及び経験を有していると認められる者のうちから当該業務を担当する者を高年齢者雇用等推進者として選任するものとする。

（再就職援助措置の対象となる高年齢者等の範囲等）

第六条 法第十五条第一項前段の厚生労働省令で定める者は、四十五歳以上七十歳未満の者であつて次の各号のいずれにも該当しないものとする。

一 三 （略）

四 事業主の雇用する高年齢者のうち、他の事業主との間で締結

した法第九条第二項に規定する契約に基づき雇用する者（第三項第四号、第五号又は第七号の理由により離職する者を除く。）

五 事業主の雇用する高年齢者のうち、他の事業主との間で締結

した法第十条の二第三項に規定する契約に基づき雇用する者（

（新設）

（高年齢者雇用推進者の選任）

第五条 事業主は、法第十一条の業務を遂行するために必要な知識及び経験を有していると認められる者のうちから当該業務を担当する者を高年齢者雇用推進者として選任するものとする。

（再就職援助措置の対象となる高年齢者等の範囲等）

第六条 法第十五条第一項の厚生労働省令で定める者は、四十五歳以上六十五歳未満の者であつて次の各号のいずれにも該当しないもの（以下「対象高年齢者等」という。）とする。

一 三 （略）

（新設）

（新設）

第三項第六号又は第七号の理由により離職する者を除く。）

2 | 法第十五条第一項後段の厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。

一 | 事業主が法第九条第二項の特殊関係事業主との間で同項に規定する契約を締結し、当該契約に基づき特殊関係事業主に雇用される者（次項第二号の理由により離職する者に限る。）

二 | 事業主が他の事業主との間で法第十条の二第三項に規定する契約を締結し、当該契約に基づき他の事業主に雇用される者（次項第三号の理由により離職する者に限る。）

三 | 創業支援等措置に基づいて事業主と法第十条の二第二項第一号に規定する委託契約その他の契約又は同項第二号に規定する委託契約その他の契約を締結する者

四 | 創業支援等措置に基づいて、法第十条の二第二項第二号ロ又はハの事業を実施する者と同号に規定する委託契約その他の契約を締結する者

3 | 法第十五条第一項の厚生労働省令で定める理由は、次のとおりとする。

一 | 定年（六十五歳以上のものに限る。）

二 | 法第九条第二項の継続雇用制度の対象となる年齢の上限に達したことによる離職（六十五歳以上のものに限る。）

三 | 高齢者就業確保措置（定年の引上げ及び定年の定めを廃止を除く。第六号において同じ。）の対象となる年齢の上限に達したことによる離職

四 | 高齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第七十八号。第六条の三第八項において「平成二十四年改正法」という。）附則第三項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の法第九条

（新設）

2 |

法第十五条第一項の厚生労働省令で定める理由は、高齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第七十八号）附則第三項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の法第九条第二項の継続雇用制度の対象となる高齢者に係る基準を定めた場合における当該基準に該当しなかつたことその他事業主の都合とする。

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

第二項の継続雇用制度の対象となる高年齢者に係る基準を定めた場合における当該基準に該当しなかつたことによる離職

五 法第九条第二項の継続雇用制度の対象となる高年齢者に係る基準を定めた場合における当該基準に該当しなかつたことによる離職（六十五歳以上のものに限る。）

六 高年齢者就業確保措置の対象となる高年齢者に係る基準を定めた場合における当該基準に該当しなかつたことによる離職

七 解雇（自己の責めに帰すべき理由によるものを除く。）その他の事業主の都合

（多数離職の届出の対象となる高年齢者等の数等）
第六条の二（略）

2 法第十六条第一項の規定による届出は、多数離職届（様式第一号）を当該届出に係る離職が生ずる日（当該届出に係る離職の全部が同一の日に生じない場合にあつては、当該届出に係る最後の離職が生ずる日）の一月前までに当該事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に提出することによつて行わなければならない。

3 法第十六条第二項の規定による離職者の数の算定は、同一の事業所において、一月以内の期間に、前条第三項各号に掲げる理由により離職する法第十五条第一項の再就職援助対象高年齢者等（以下この項において「再就職援助対象高年齢者等」という。）の数を合計することにより行うものとする。ただし、当該離職に係る再就職援助対象高年齢者等のうちに既に労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）第二十七条第一項の規定に基づいて行われた届出（同法第二十四条第五項の規定により同法第二十七条第一項の大量雇用変動の届出をしたものとされる同法第二十四条第三項の認定の申請を含む。）に係る者（当該多数離職

（新設）

（新設）

（新設）

（多数離職の届出の対象となる高年齢者等の数等）
第六条の二（略）

2 法第十六条第一項の規定による届出は、多数離職届（様式第一号）を当該届出に係る離職が生ずる日（当該届出に係る離職の全部が同一の日に生じない場合にあつては、当該届出に係る最後の離職が生ずる日）の一月前までに当該事業所の所在地を管轄する公共職業安定所（その公共職業安定所が二以上ある場合には、厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）第七百九十二条の規定により当該事務を取り扱う公共職業安定所とする。）の長に提出することによつて行わなければならない。

3 法第十六条第二項の規定による離職者の数の算定は、同一の事業所において、一月以内の期間に、法第十五条第一項に規定する解雇等により離職する対象高年齢者等の数を合計することにより行うものとする。ただし、当該離職に係る対象高年齢者等のうちに既に労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）第二十七条第一項の規定に基づいて行われた届出（同法第二十四条第五項の規定により同法第二十七条第一項の大量雇用変動の届出をしたものとされる同法第二十四条第三項の認定の申請を含む。）に係る者（当該多数離職の届出に係る期間において法第十五条第一項に規定する解雇等により離職する者に限る。）がある場

の届出に係る期間において前条第三項各号に掲げる理由により離職する者に限る。)がある場合には、その者の数を当該合計数から控除するものとする。

(求職活動支援書の作成等)

第六条の三 事業主は、法第十七条第一項の求職活動支援書(以下「求職活動支援書」という。)を作成する前に、離職することとなつている高年齢者等であつて第九項に規定する者(以下「高年齢離職予定者」という。)に共通して講じようとする再就職援助措置の内容について、当該求職活動支援書に係る事業所に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合の、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者の意見を聴くものとする。

2・3 (略)

4 事業主は、第二項の規定による求職活動支援書の交付に代えて、第六項で定めるところにより高年齢離職予定者の承諾を得て、第十項各号に掲げる事項(以下この条において「支援書情報」という。)を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、事業主は、求職活動支援書を交付したものとみなす。

一・二 (略)

5・7 (略)

8 法第十七条第一項の厚生労働省令で定める理由は、平成二十四年改正法附則第三項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の法第九条第二項の継続雇用制度の対象となる高年齢者に係る基準を定めた場合における当該基準に該当しなかつたことその他事業主の都合とする。

9 法第十七条第一項の厚生労働省令で定める者は、四十五歳以上七十歳未満の者であつて次のいずれにも該当しないものとする。

合には、その者の数を当該合計数から控除するものとする。

(求職活動支援書の作成等)

第六条の三 事業主は、法第十七条第一項の求職活動支援書(以下「求職活動支援書」という。)を作成する前に、離職することとなつている対象高年齢者等(以下「高年齢離職予定者」という。)に共通して講じようとする再就職援助措置の内容について、当該求職活動支援書に係る事業所に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合の、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者の意見を聴くものとする。

2・3 (略)

4 事業主は、第二項の規定による求職活動支援書の交付に代えて、第六項で定めるところにより高年齢離職予定者の承諾を得て、第八項各号に掲げる事項(以下この条において「支援書情報」という。)を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、事業主は、求職活動支援書を交付したものとみなす。

一・二 (略)

5・7 (略)

(新設)

(新設)

一 日々又は期間を定めて雇用されている者（同一の事業主に六月を超えて引き続き雇用されるに至っている者を除く。）

二 試みの使用期間中の者（同一の事業主に十四日を超えて引き続き雇用されるに至っている者を除く。）

10| 三 常時勤務に服することを要しない者として雇用されている者（略）

第六条の四 （略）

第六条の五 第四条の六第一項及び第二項の規定は第六条の三第一項及び前条第二項に規定する労働者の過半数を代表する者について、第四条の六第三項及び第四項の規定は第六条の三第一項及び前条第二項の事業主について準用する。

（法第二十条第一項の厚生労働省令で定める方法）

第六条の六 （略）

（手帳の発給）

第七条 法第二十二條の申請は、厚生労働省職業安定局長（以下「職業安定局長」という。）が定める手続及び様式に従い、当該申請者の住所（住所により難いときは、居所とする。）を管轄する公共職業安定所（以下この節において「管轄公共職業安定所」という。）の長に対して、行うものとする。

2 | 5 （略）

（公共事業における労働者の直接雇入れの承諾）

第十六条 法第三十二條第三項の規定による公共職業安定所の承諾を得るには、同条第二項の公共事業の事業主体等（以下「公共事業の事業主体等」という。）は、職業安定局長の定める様式によ

8 | （略）

第六条の四 （略）

（新設）

（法第二十条第一項の厚生労働省令で定める方法）

第六条の五 （略）

（手帳の発給）

第七条 法第二十二條の申請は、厚生労働省職業安定局長（以下「職業安定局長」という。）が定める手続及び様式に従い、当該申請者の住所（住所により難いときは、居所とする。）を管轄する公共職業安定所（その公共職業安定所が二以上ある場合には、厚生労働省組織規則第七百九十二條の規定により当該事務を取り扱う公共職業安定所とする。以下この節において「管轄公共職業安定所」という。）の長に対して、行うものとする。

2 | 5 （略）

（公共事業における労働者の直接雇入れの承諾）

第十六条 法第三十二條第三項の規定による公共職業安定所の承諾を得るには、同条第二項の公共事業の事業主体等（以下「公共事業の事業主体等」という。）は、職業安定局長の定める様式によ

る申請書を、主たる事業実施の地域を管轄する公共職業安定所に提出するものとする。

(高年齢者の雇用状況等の報告)

第三十三条 事業主は、毎年、六月一日現在における定年、継続雇用制度、六十五歳以上継続雇用制度及び創業支援等措置の状況その他高年齢者の就業の機会の確保に関する状況を翌月十五日までに、高年齢者雇用状況等報告書(様式第二号)により、その主たる事務所の所在地を管轄する公共職業安定所(次条第二項において「管轄公共職業安定所」という。)の長を経由して厚生労働大臣に報告しなければならない。

2 (略)

(権限の委任)

第三十四条 法第五十四条第一項の規定により、次に掲げる厚生労働大臣の権限は、都道府県労働局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が第一号から第四号まで及び第八号に掲げる権限を自ら行うことを妨げない。

一 (略)

二 法第十条の三第一項、第二項及び第四項に規定する厚生労働大臣の権限

三 八 (略)

2 法第五十四条第二項の規定により、前項第一号から第四号まで及び第八号に掲げる権限は、管轄公共職業安定所の長に委任する。ただし、都道府県労働局長が前項第一号から第四号までに掲げる権限を自ら行うことを妨げない。

る申請書を、主たる事業実施の地域を管轄する公共職業安定所(その公共職業安定所が二以上ある場合には、厚生労働省組織規則第七百九十二条の規定により当該事務を取り扱う公共職業安定所とする。次条において同じ。)に提出するものとする。

(高年齢者の雇用状況の報告)

第三十三条 事業主は、毎年、六月一日現在における定年及び継続雇用制度の状況その他高年齢者の雇用に関する状況を翌月十五日までに、高年齢者雇用状況報告書(様式第二号)により、その主たる事務所の所在地を管轄する公共職業安定所(その公共職業安定所が二以上ある場合には、厚生労働省組織規則第七百九十二条の規定により当該事務を取り扱う公共職業安定所とする。以下「管轄公共職業安定所」という。)の長を経由して厚生労働大臣に報告しなければならない。

2 (略)

(権限の委任)

第三十四条 法第五十四条第一項の規定により、次に掲げる厚生労働大臣の権限は、都道府県労働局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が第一号から第三号まで及び第七号に掲げる権限を自ら行うことを妨げない。

一 (略)

(新設)

二 七 (略)

2 法第五十四条第二項の規定により、前項第一号から第三号まで及び第七号に掲げる権限は、管轄公共職業安定所の長に委任する。ただし、都道府県労働局長が前項第一号から第三号までに掲げる権限を自ら行うことを妨げない。

様式第一号を次のように改める。



多 数 離 職 届

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則第6条の2第2項の規定により、下記のとおり届けます。

公共職業安定所長 殿

令和 年 月 日

事業主	氏名 <small>（法人にあっては名称及び代表者の氏名）</small>								印	
	住所 <small>（法人にあっては主たる事務所の所在地）</small>	〒()					電話番号 ()			
多数離職に係る事業所	イ 名称				ハ 事業の種類					
	ロ 所在地									
	ニ 労働者数		人		ホ ニのうち45～69歳の者の数		人			
届出の対象となる離職が生ずる年月日又は期間	年 月 日から 年 月 日まで		離職者数		性別	45～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	計
					計	人	人	人	人	人
					男	人	人	人	人	人
					女	人	人	人	人	人
イ 氏名	ロ 職種	ハ 年齢	ニ 性別	ホ 離職年月日	ヘ 離職理由	ト 住所	チ 再就職の希望の有無	リ 再就職先予定の有無		
記入担当者	所属部課					氏名	印			

様式第二号を次のように改める。



公共職業安定所コード番号

(公共職業安定所で記入すること)

高齢者雇用状況等報告書

正

高齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則第33条第1項の規定により、令和 年 月 1日現在の状況を下記のとおり報告します。
 厚生労働大臣 殿 令和 年 月 日

事業主	(ふりがな) 名称(法人の場合) 又は 氏名(個人事業の場合)	(ふりがな) 代表者氏名 (法人の場合)
	住所 (法人にあっては主たる事業所の所在地)	電話番号 ()
	法人番号	

事業の種類	産業分類番号	事業の具体的内容	労働組合の有無	イ あり □ なし	雇用保険適用事業所番号
-------	--------	----------	---------	--------------	-------------

定年制の状況	定年	イ 定年なし □ 定年あり(定年年齢 歳)
	定年の改定予定等	イ 改定予定あり(令和 年 月より 歳) □ 廃止予定あり(令和 年 月に廃止) ハ 改定又は廃止を検討中 ニ 改定・廃止予定なし

継続雇用制度の状況	継続雇用制度	イ 就業規則等で継続雇用制度を定めている ・65歳未満(イ)自社 (ロ)親会社・子会社等(以下「子会社等」という) (ハ)関連会社等 ・65歳以上(イ)自社 (ロ)子会社等 (ハ)関連会社等 (ニ)その他の会社 b対象 (イ)希望者全員を対象(歳まで雇用 更に基準に該当する者を 歳まで雇用 ・基準(65歳未満)の根拠((a)労使協定を締結して就業規則等に反映 (b)労使協定を締結せず就業規則等のみ) ・基準(65歳以上)の根拠((a)労使合意を得て就業規則等に反映 (b)労使合意を得ず就業規則等のみ) (注)高齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第78号。以下「平成24年改正法」という。)に規定する経過措置に基づく対象者を限定する基準が有る企業は(イ)に記入 (ロ)基準に該当する者を対象(歳まで雇用 ・基準の根拠((a)労使協定を締結して就業規則等に反映 (b)労使協定を締結せず就業規則等のみ) ・基準(65歳以上)の根拠((a)労使合意を得て就業規則等に反映 (b)労使合意を得ず就業規則等のみ) □ 制度として導入していない(運用により継続雇用を行う場合を含む)
	継続雇用制度の導入・改定予定	イ 継続雇用制度の導入・改定予定あり(令和 年 月より 歳まで雇用) 内容((イ)経過措置の基準の廃止 (ロ)新規導入 (ハ)上限年齢の引上げ (ニ)その他) □ 継続雇用制度の導入・改定を検討中 ハ 継続雇用制度の導入・改定予定なし

創業支援等措置(65歳以上における業務委託・社会貢献)	創業支援等措置を実施している	a実施している措置((イ)業務委託 (ロ)自社が実施する社会貢献事業 (ハ)自社が事業を委託する団体が実施する社会貢献事業 (ニ)自社が出資等を行う団体が実施する社会貢献事業) b過半数労働組合等の同意((イ)同意を得ている (ロ)同意を得ていない) c対象 (イ)希望者全員を対象(歳まで就業支援 更に基準に該当する者について 歳まで就業支援 ・基準の根拠((a)労使合意を得て就業規則等に反映 (b)労使合意を得ず就業規則等のみ) (ロ)基準に該当する者を対象(歳まで就業支援 ・基準の根拠((a)労使合意を得て就業規則等に反映 (b)労使合意を得ず就業規則等のみ) □ 創業支援等措置を実施していない(運用により就業支援等を実施)
	創業支援等措置の導入・改定予定	イ 創業支援等措置の導入・改定予定あり(令和 年 月より 歳まで就業支援) 内容((イ)対象者限定基準の廃止 (ロ)新規導入 (ハ)上限年齢の引き上げ (ニ)その他) □ 創業支援等措置の導入・改定に向けて過半数労働組合等との協議を行っている(過半数労働組合等との同意を得るための協議を含む) ハ 創業支援等措置の導入・改定を検討中 ニ 創業支援等措置の導入・改定予定なし

66歳以上まで働ける制度等（定年の廃止・引上げ等を除く）の状況		イ 自社又は子会社等で会社の実情に応じ会社が必要と認める者等を66歳以上まで働ける制度を就業規則等に定めている （イ）該当する者を 歳まで雇用 （ロ）上限年齢を規定していない ロ 上記イの制度を就業規則等に定めていない （イ）導入予定あり （ロ）検討中 （ハ）66歳以上まで雇用する慣行がある （ニ）予定なし								
常用労働者数（うち女性）	総数	～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70歳～		
	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）		
過去1年間の離職者の状況（うち女性）		解雇等による45歳以上69歳未満の離職者数 人（うち女性 人） うち求職活動支援書を作成した対象者数 人（うち女性 人）								
過去1年間の定年到達者等の状況（65歳未満）		(a) 定年到達者の総数 ((b) + (c) + (e))	(b) 定年退職者数（継続雇用を希望しない者）	(c) 継続雇用者数	(d) うち子会社等・関連会社等での継続雇用者数	(e) 定年退職者数（継続雇用を希望したが継続雇用されなかった者）	(f) 継続雇用の終了による離職者数			
(うち女性)		(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)			
過去1年間の定年到達者等の状況（65歳以上）		(a) 定年到達者の総数 ((b) + (c) + (f) + (g) + (h))	(b) 定年退職者数（継続雇用を希望しない者）	(c) 継続雇用者数	(d) うち子会社等・関連会社等での継続雇用者数	(e) うちその他の会社での継続雇用者数	(f) 定年退職者数（継続雇用を希望したが継続雇用されなかった者）	(g) 業務委託契約締結を利用する者	(h) 社会貢献事業への従事制度を利用する者	(i) 就業確保措置終了による離職者数
(うち女性)		(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	
過去1年間の経過措置に基づく継続雇用の対象者に係る基準の適用状況（平成24年改正法の経過措置関係）		(a) 基準を適用できる年齢に到達した者の総数 ((b) + (c) + (d))	(b) 継続雇用終了者数（継続雇用の更新を希望しない者）			(c) 継続雇用者数（基準に該当し引き続き継続雇用された者）		(d) 継続雇用終了者数（基準に該当しない者）		
(うち女性)		(人)	(人)			(人)		(人)		
過去1年間の継続雇用等の対象者に係る基準の適用状況（70歳までの就業確保措置関係）		(a) 基準を適用できる年齢に到達した者の総数 ((b) + (c) + (d))	(b) 継続雇用等終了者数（継続雇用等の更新を希望しない者）			(c) 継続雇用等の対象者数（基準に該当し引き続き継続雇用等された者）		(d) 継続雇用等終了者数（基準に該当しない者）		
(うち女性)		(人)	(人)			(人)		(人)		
高年齢者雇用等推進者	役職	氏名			記入担当者	所属及び役職		氏名		

事業主は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）に基づき、毎年、高年齢者の雇用に関する状況等を報告しなければならないこととされています。（提出期限毎年7月15日）

附 則

この省令は、雇用保険法等の一部を改正する法律（令和二年法律第十四号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和三年四月一日）から施行する。